



固定資産評価審査申出書 (家 屋)

令和 年 月 日

(申出先) 我孫子市固定資産評価審査委員会

地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

申出人 (台帳上の所有者)	住所 (所在地) (住所)					
	氏名 (名称)		Ⓜ (台帳上の所有者)			
	電話番号					
申出人が法人及び 代理人等の場合に はこの欄に記入	区分 (○印を)		1 : 代表者 2 : 管理人 3 : 総代 4 : 代理人			
	住所 (所在地)					
	氏名		Ⓜ		電話	
審査申出に係る 処分内容	番号	家屋の所在 (家屋番号)	種類	構造	床面積 m ²	登録価格 円
	1					
	2					
	3					
1 申出の趣旨						
2 申出の理由 (申出価格の算出の基礎等)						
3 添付書類						
4 口頭による意見陳述 (どちらかに○を)			1 : 希望する 2 : 希望しない			

※ 記入上の注意事項は裏面参照

◀ 記入上の注意事項 ▶

- 審査申出書は、**正副2通を提出**してください。
- 審査申出できる人は「固定資産の納税者」であり、審査申出人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人が提出する場合は、資格を証明する書面の提出が必要です。
- 審査申出人が法人その他の社団又は財団の場合には、代表者又は管理人の資格の資格を証明する書面を、審査申出人が総代を互選した場合には総代の資格を証明する書面の提出が必要です。
- 窓口に審査申出書を提出する場合、「提出年月日」は持参した日を記入してください。
- 「申出の趣旨」とは、審査申出人が審査委員会に対してその求めるべき決定の結論を言います。例えば「評価額〇〇〇円を△△△円にしてください。」というように具体的かつ明瞭に記入し、記入内容から申出の趣旨が特定できるようにしてください。
- 「申出の理由」とは、審査の申出の趣旨を支持し、その理由があるとする法律上、事実上の根拠をいいます。審査申出の内容が認められるか否かに大きな影響を及ぼすものなので、理由が単に「評価が高いから」というのではなく、審査申出人がいかなる理由に基づいて主張したいのかできる限り詳しく、具体的にかつ明瞭に記入してください。

なお、書ききれない場合は別紙に記入されても結構です。
- 「口頭による意見陳述」とは、申出人が審査委員会に対し書面では意を尽くせない点を、口頭での陳述により補完できる機会として与えられたもので、この意見陳述の場には、一方の当事者である評価庁（市長等）の出席はありません。
- なるべく物件の所在地付近図、見取り図を添付してください。
- 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った時には、書面をもって審査委員会に届けてください。